

日芸生の

「JASSO在学採用申込書類」作成方法

日本学生支援機構の申込セットは、全て、2020年春の募集用に作成されておりますので、秋の申込の際は、収入に関して記載されている「2018年」は全て「2019年」に置き換えて、お考えください。

【給付奨学金（貸与奨学金併用申込み）】



日本学生支援機構の「給付奨学金」を申込み場合の申込方法は、「貸与奨学金」も併せて申込みことができる方法での案内となっております。

「貸与奨学金」は、新規で申し込まずに、「給付奨学金」のみ申込希望の方は、必要書類やスカラネット下書き用紙の記入項目は、「給付奨学金」を申し込む上で必要なものを抜粋して準備する必要があります。

大変、複雑ですが、次頁以降で説明してゆきますので、よくご確認ください。

※2020年秋の募集の家計基準は、2019年分（1月~12月分）の収入情報により判定されます。

日本学生支援機構の申込セットは、全て、2020年春の募集用に作成されておりますので、秋の申込の際は、収入に関して記載されている「2018年」は全て「2019年」に置き換えて、お考えください。



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



① ★ ◆ 【全員】確認書（同意書）

本来であれば、奨学金申込時に、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。

しかし、コロナ感染拡大防止のため、確認書の原本をお渡しするタイミングが、手続きのながれ④以降となるため、手続きのながれ②で書類を準備していただく段階では、「申込む前に知って欲しい大切なこと」をよく読み、理解してください。

原本を受け取り次第、すみやかに、学生課に提出をお願いいたします。同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



② ★ ◆ 【該当者】 成績に関する書類

	奨学金の種類	提出書類
1年生	給付奨学金 第一種（貸与） （併用貸与）	高校の調査書 ※高等学校卒業程度認定試験合格者は「合格成績証明書」のコピー
	第二種（貸与）	提出書類なし
2年生以上	給付奨学金 第一種（貸与） 第二種（貸与）	単位修得情報参照のA4版コピー（Live Campusから印刷可能） ※編入学者は、前大学の「成績証明書」（原本）も提出すること



2020年度 申込学力基準

1年生	2年生	3年生	4年生
<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 高校等の入学時から卒業までの評定平均値が3.5以上であること</p> <p>(2) 入学試験の成績が上位2分の1以上であること</p> <p>(3) 高校卒業程度認定試験の合格者であること</p> <p>(4) 学修計画書により学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p>	<p>前年度までの累積GPAが、所属学部（学科）の上位1/2以上であること 又は、下欄標準修得単位数を修得し、学修計画書により学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ただし、次頁の「廃止」の区分に該当する場合には支援対象外</p>		
	標準修得単位数		
	<p>累積32単位以上 かつ 卒業延期していない者</p>	<p>累積64単位以上 かつ 卒業延期していない者</p>	<p>累積96単位以上 かつ 卒業見込者</p>



廃止区分とは・・・

2年生	3年生	4年生
次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき		
(1) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（下欄の単位数参照）		
累積7単位以下又は卒業見込判定指定科目を未修得	累積47単位以下又は卒業見込判定指定科目を未修得	累積87単位以下又は卒業見込判定指定科目を未修得
(2) 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること（下欄の単位数参照）		
累積16単位以下	累積32単位以下	累積48単位以下
(3) 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること（日本大学芸術学部では、学修意欲の確認については、当該年度に修得した単位数が標準修得単位数 未滿 のものについて、学修面談書により面談を行う）		
当該年度 3 1 単位以下		
(4) 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること		

※在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。

また、休学期間が1年未滿である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

※家計が急変した学生への支援についても特例的な取り扱いはないため、上記の基準で取り扱うものとする。



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



③ ★ ◆ 【全員】 学生本人名義の銀行口座の通帳コピー

奨学金の振込口座の通帳(銀行名・支店名・口座番号・支店番号・本人氏名が記載されている部分)をA4サイズの下紙にコピーしてください。



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



④ ◆ 【全員】収入状況欄・収入計算欄

※2020年秋の募集の家計基準は、2019年分（1月～12月分）の収入情報により判定されます。日本学生支援機構の申込セットは、全て、2020年春の募集用に作成されておりますので、秋の申込の際は、収入に関して記載されている「2018年」は全て「2019年」に置き換えて、お考えください。

II. 収入状況の確認

生計維持費の収入状況に関する情報は、原則マイナンバーにより取得しますが、状況によっては別途収入に関する書類の提出が必要となります。

ここでは、マイナンバーで継続取得できる収入状況に、マイナンバー提出義務以外に別途提出が必要となる、生計維持費（1～12ページ参照）の収入に関する確認事項を記載します。以下の事項で必要書類を確認し、返学費へ提出してください。

生計維持費の収入状況の確認事項

1. 生計維持費の収入状況に関する情報は、原則マイナンバーにより取得しますが、状況によっては別途収入に関する書類の提出が必要となります。

2. 必要書類を提出する場合は、「収入状況欄」の「マイナンバーから情報取得できる収入」の「収入計算欄」に必要書類を提出してください。

3. 収入計算欄に記載の金額は、収入計算欄の「収入計算欄」に記載されている金額に基づいて計算し、結果を「収入計算欄」に入力してください。

1. あてはまる状況にチェックを入れます。

収入状況	収入計算欄	収入計算欄
2019年1月1日以前から申込日時点まで同じ収入が継続していた場合はマイナンバーから情報取得できるため2ページの「収入計算欄」にチェックを入れます。	<input type="checkbox"/>	
2019年1月1日以前から申込日時点まで継続収入がなかった場合はマイナンバーから情報取得できないため2ページの「収入計算欄」にチェックを入れます。	<input type="checkbox"/>	
2019年1月1日以前から申込日時点まで継続収入がなかった場合はマイナンバーから情報取得できないため2ページの「収入計算欄」にチェックを入れます。	<input type="checkbox"/>	

※収入計算欄の金額は、収入計算欄の「収入計算欄」に記載されている金額に基づいて計算し、結果を「収入計算欄」に入力してください。

※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、別途収入情報提出が必要となる場合があります。

【収入計算欄】(マイナンバーから情報取得できない収入)

収入状況	収入計算欄	収入計算欄
2019年1月1日以前から申込日時点まで同じ収入が継続していた場合はマイナンバーから情報取得できるため2ページの「収入計算欄」にチェックを入れます。	<input type="checkbox"/>	
2019年1月1日以前から申込日時点まで継続収入がなかった場合はマイナンバーから情報取得できないため2ページの「収入計算欄」にチェックを入れます。	<input type="checkbox"/>	
2019年1月1日以前から申込日時点まで継続収入がなかった場合はマイナンバーから情報取得できないため2ページの「収入計算欄」にチェックを入れます。	<input type="checkbox"/>	

※収入計算欄の金額は、収入計算欄の「収入計算欄」に記載されている金額に基づいて計算し、結果を「収入計算欄」に入力してください。

※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、別途収入情報提出が必要となる場合があります。

「貸与奨学金案内」の31～34ページを確認し、あてはまる箇所に記入してください。



生計維持者の考え方については、「貸与奨学金案内」11～12ページを参照し、それぞれの収入状況を記入してください。

マイナンバーで情報取得できる収入は、2019年1月～12月の課税対象の収入です。

2019年1月1日以前から同じ勤務状態の方は、以下のいずれかをチェックしてください。

【収入状況欄】（マイナンバーで情報取得できる収入）		
<<生計維持者①>> 生計維持者①氏名： _____ 続柄 _____		
✓	申込日時点の状況	
□	2018年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため32ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します
□	2018年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため32ページのEにチェックしてください。	
※該当しない場合は32ページにそのまま進んでください。		
<<生計維持者②>> 生計維持者②氏名： _____ 続柄 _____		
✓	申込日時点の状況	
□	2018年1月1日以前から申込日時点まで同じ勤務先（又は同じ業務形態で事業経営） ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため32ページのEにチェックしてください。	収入情報はマイナンバーから取得します
□	2018年1月1日以前から申込日時点まで無職無収入 ※ただし海外に居住している場合はマイナンバーから情報取得できないため32ページのEにチェックしてください。	

申込手順等

貸与開始～返



マイナンバーで情報取得できない収入は、以下で該当する箇所すべてを記入します。

【収入計算欄】（マイナンバーから情報取得できない収入）

《生計維持者①》

生計維持者①氏名：

続柄

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類 (33~34ページ参照)	証明書に 記載の金額	計算	年額
<input type="checkbox"/>	(あなたは) 18歳となる前日に施設等に在籍又は里親等に養育されていた	A	0円	—	0円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に退職・休職(廃業・休業)	B	0円	—	0円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状況にあてはまる	C	(月平均額)	×12	円
			円	×15	円
		D <input type="checkbox"/> 又は	—	—	円
<input type="checkbox"/>	生計維持者が海外に居住している (2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合は必要な証明書類のうちB~D、Fの該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。)	E	(月平均額)	×12	円
			円	×15	円
		0円	—	0円	
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に開業	F	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	雇用保険基本手当(失業手当)を受給している	G	基本手当日額 円× 所定給付日数 日- 2019年12月以前の受給額 円		円
<input type="checkbox"/>	生活保護を受給している	H	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	傷病手当を受給している	I	支給金額 円÷ 支給日数 日×365		円
<input type="checkbox"/>	年金を受給している	J	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	K	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	援助を受けている	L	—	—	円
<input type="checkbox"/>	その他公的手当等	M	(月額) 円	×12	円

募集要項等

貸与奨学金制度



年額を記入する上で、必要な証明書類欄に記載のものを「貸与奨学金案内」33～34ページを参照し、書類を準備のうえ、正確な年額を記入してください。

【収入計算欄】（マイナンバーから情報取得できない収入）

《生計維持者①》 生計維持者①氏名： _____ 続柄 _____

✓	申込日時点の状況	必要な証明書類 (33～34ページ参照)	証明書に 記載の金額	計算	年額
<input type="checkbox"/>	(あなたは) 18歳となる前日に施設等に在籍又は里親等に養育されていた	A	0円	-	0円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に退職・休職（廃業・休業）	B	0円	-	0円
<input type="checkbox"/>	2018年1月2日以降に就職・転職した ※現在、複数の勤務先があり、1つでも上記の状態にあてはまる	C	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>		D	又は -	-	円
<input type="checkbox"/>		E	(月平均額) 円	×15	円
<input type="checkbox"/>	生計維持者が海外に居住している (2018年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合は必要な証明書類のうちB～D、Fの該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。)	E	0円	-	0円
<input type="checkbox"/>		F	(月平均額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>		G	基本手当日額 円× 所定給付日数 日- 2019年12月以前の受給額 円		円
<input type="checkbox"/>	生活保護を受給している	H	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	傷病手当を受給している	I	支給金額 円÷ 支給日数 日×365		円
<input type="checkbox"/>	年金を受給している	J	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	K	(月額) 円	×12	円
<input type="checkbox"/>	援助を受けている	L	-	-	円
<input type="checkbox"/>	その他公的手当等	M	(月額) 円	×12	円

募集要項等

貸与奨学金制度



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



⑤ ◆ 【該当者】 収入に関する証明書類

④収入状況欄・収入計算欄で、「マイナンバーで情報取得できない収入」を記入した場合、その収入年額を証明する書類をすべて準備してください。

書類は、すべてコピーで結構ですので、生計維持者と離れて暮らしている方は、メールなどで書類の写真を送付してもらいプリントアウトしたものを、学生課に提出していただければ結構です。



手続きのながれ③で準備する必要書類

給付奨学金の必要書類には★
貸与奨学金の必要書類には◆

- ① ★◆【全員】確認書（同意書）
- ② ★◆【該当者】成績に関する書類
- ③ ★◆【全員】学生本人名義の銀行口座の通帳コピー
- ④ ◆【全員】収入状況欄・収入計算欄
- ⑤ ◆【該当者】収入に関する証明書類
- ⑥ ◆【該当者】Ⅲ.特別控除に関する証明書類
- ⑦ ★◆【全員】スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与併用申込み）用】
- ⑧ ★【該当者】自宅外通学を証明する書類（コピー可）
- ⑨ ★【全員】令和2年度 高等教育修学支援制度授業料等返還用銀行口座振込依頼書
- ⑩ ★【全員】大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式I）
- ⑪ ★【全員】大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
- ⑫ ★【該当者】2020年度課税証明書（コピー可）
- ⑬ ★◆【該当者】在留資格及び在留期間が明記されている証明書
- ⑭ ★◆【該当者】施設等在籍証明書等

※書類番号は「手続きのながれ」に記載の必要書類の番号と連動



⑥ ◆ 【該当者】 Ⅲ.特別控除に関する証明書類

「貸与奨学金案内」の38ページを確認してください。

1～5に該当する場合で証明書類が準備できる場合（1は不要）は、特別控除を受けることができますので、記載の提出書類を準備してください。こちらの書類もすべてコピーで結構です。

3 または 4 の書類を提出する方は、様式「特別控除に関する明細書」も記入し一緒に提出してください。様式「特別控除に関する明細書」はダウンロードしてください。

